

福岡県公報

令和八年二月十日
第六百六十九号
増刊 (1)

附則 (2) 孫五日

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

目次

人事委員会

○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ······一

人事委員会

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和八年二月十日

福岡県人事委員会規則第二号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十年福岡県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第十六号中「義務教育終了前の子又は」を「義務教育終了前の子若しくは」に、「養育する職員」の下に「又は九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫（以下「孫」という。）のある職員（人事委員会が定める職員に限る。）」を加え、「当該子の看護」を「当該子若しくは孫の看護」に、「その子の世話」を「その子若しくは孫の世話」に改め、同号イを次のように改める。

イ 中学校就学の始期に達するまでの子又は孫 次の(1)及び(2)に定める日数を合計して得られた日数

(1) 中学校就学の始期に達するまでの子 五日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）